

Title	リカードウ地代論形成史の一局面： 「農業投資の有利性」命題をめぐるマルサスとの論争
Sub Title	An aspect of the history of the formation of Ricardo's theory of rent
Author	羽鳥, 卓也
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.3 (1982. 6) ,p.245(17)- 260(32)
JaLC DOI	10.14991/001.19820601-0017
Abstract	
Notes	島崎隆夫教授退任記念特集号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820601-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

リカードウ地代論形成史の一局面

—「農業投資の有利性」命題をめぐるマルサスとの論争—

羽鳥卓也

1 問題の所在

周知のように、アダム・スミスは『国富論』第2編第5章のなかで、異種産業諸部門への投資のなかで農業投資こそが最大の価値額をもつ生産物を産出し、したがってそこから最大の可処分所得（利潤プラス地代）がひき出されるから、これは国民経済にとって最も有利な投資方法であるという命題を掲げるとともに、この命題の成立する根拠として、農業資本は同一額の製造業資本よりもいっそう多量の生産的労働を活動させて、いっそう多大な価値および追加価値を生産させるのだが、その理由は農業では人間とともに自然もまた「労働」するからだという趣旨の独得の説明を与えた。

このようなスミスの見解は、マルクス以来、価値と富とを混同した重農主義の稚拙な理論水準への後退を示すものにほかならないと酷評され、今日ではもはやことあらためて再評価を与える値打をもたぬ不毛の謬見とみなされている。

しかし、『国富論』刊行後ほぼ半世紀の間、この「農業投資の有利性」命題は経済学界における重要なトピックのひとつであった。とりわけ、リカードウとマルサスとの論争においてはこの命題の是非がひとつの重要な係争点を形づくっていた。この論争のなかで、マルサスがスミスのこの命題に深甚の敬意を払ったことは言うまでもないが、当初からこの命題に否定的な所見を表明したりリカードウのほうもこれをとるに足りない妄説として粗略に葬ろうとしたわけではなかった。

1815年2月初旬刊行された小著作『外国穀物輸入制限政策論の根拠』のなかで、マルサスはスミスの命題に対する支持論を展開したが、これに対してリカードウは、同じ年の2月下旬に『利潤論』を公刊して、スミスの命題を批判しつつ、マルサスの所見に論難を加えた。以来、このスミスの命題の是非をめぐる論争は、両者の公刊された著作や生前未公刊の草稿さらには私信によって継続・展開され、その間にしばらくの中断の時期を含むとはいえ、この論争が1820年頃まで継続したことが文献的に確認されるのである。

だが、この論争の経過を通観することによってわれわれが確認することのできたひとつの問題点

は、『利潤論』が刊行された1815年2月からかれの名著『経済学原理』の刊行される1817年4月までの間に、リカードウのこの命題に対する批判的所見の理論内容のなかにけっして些細とはいえない「見解の変更」が生じたのではないかということである。もしこの私見が正しいとすれば、この一点に留意するだけでも、リカードウによる「農業投資の有利性」命題の批判・克服の過程がかれ自身にとってさえそれほど安易な道程ではなかったことが推測されるだろう。われわれはこの推測に導かれて、上述の論点をめぐるリカードウの「見解の変更」を可能な限り明らかにすることを本稿の課題としたい。そしてまた、この課題の探求がおのずからリカードウ地代論の形成過程のひとつの重要な局面に新たな照明をあてるものと期待している。

われわれは本稿第2節では、1815年2月に刊行された前述のマルサスとリカードウとのパンフレットをとりあげ、スミスの「農業投資の有利性」命題をめぐる両者の評価の差異について考察する。第3節では、同じ1815年の前半期に両者の間を往復した手紙の文面を検討することによって、同じ命題をめぐる両者の論争について考察する。そして最後に、第4節では、1817年に刊行されたリカードウの『経済学原理』のなかで提示されたこの命題に対するかれの批判的所見の理論内容について考察する。⁽¹⁾

2 『利潤論』とスミスの命題

(1) マルサスと「農業投資の有利性」命題

マルサスは前掲書『根拠』のなかで、穀物輸入制限の強化による農業保護政策の採用こそが現下の祖国の経済再建にとって適切な対策であることを説いた。そしてかれは、こういう自説に対しては、農業保護政策の採用が自国の農業を過度に奨励することによって国内の自然的産業構造を破壊し、その結果国民経済全体にとって利益よりもむしろ不利益を招来するおそれがあるという論難が加えられるであろうことを予想して、この反論を封殺すべくつぎのように主張した。すなわち、マルサスによれば、もし農業投資が国民経済にとって最も有利な投資方法だというスミスの命題が真実だとすれば、農業に限っては、いかにこれを奨励しても、けっして奨励し過ぎることはないはずではないかというのである。かれはここで「農業労働の価値多産性」を説くスミスの文章を引用して、つぎのようにコメントした。

「アダム・スミスは『等量の生産的労働が製造業で使用されても、それはけっして農業におけるほど大きな再生産をひきおこしえない』と述べたが、これは正しい。もしわが王国で取得される土

注(1) 本稿で利用する主要文献は *The Works and Correspondence of David Ricardo*, ed. by P. Sraffa, 10 Vols, 1951—5. のなかに収録されたものであって、以下では *Works* と略記。巻数を添記するにとどめる。また、これ以外の利用文献については行論中その都度指示する。

地の地代が総生産物の4分の1だとすれば、同一価値の原生産物を製造品によって購入するには、3分の1だけ多額の資本が必要になることは明らかである。土地に投下される各5,000ポンドは、ただ資本の通常利潤を生むばかりではなく、地主に帰属する追加価値をも産出する。そして、この追加価値はただ特定の個人や個々の集団にとって利益になるだけでなく、一国の製造業にとって最も確固たる国内需要、その財政を支えるために最も有効なファンド、さらにその陸海軍のために自由に処分できる最大の力を与える。」(T. R. Malthus, *The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn*, 1815, p. 35.)

この一文のなかの引用文は、『国富論』第2編第5章からのものであって、農業では人間が労働する時、製造業の場合とはちがって、役畜やさらに「自然」までが人間と協力して「労働」するから、一定額の農業資本の投下によって、それと等額の製造業資本によるよりもいっそう大きな価値額をもつ生産物総量が産出される、という趣旨の文章のなかの一節である。スミスがこの文章を書いた時、これは少なくともスミスの主観においては、労働のみが商品価値を生む源泉であり、したがって賃金のみならず利潤や地代の価値もまた労働によって生産されているのだという、かれ自身の基礎的見地からの理論的展開とみなされていたらう。

それなら、マルサスがこのスミスの章句を是認した時、果してかれはこの章句の基礎にあるスミスの労働価値論を承認する意向をもっていただろうか。むろん、そんなことはない。この当時のリカードウとの論争のなかで、かれが労働価値論に拒否反応を示しつつつけたのは周知の事実である⁽²⁾。そうだとすれば、地代を自然の「労働」の所産とみるべきだというスミスの言葉にかれが賛成したはずはない。それなら、マルサスがスミスの「農業労働の価値多産性」命題を是認したのは、どういふわけなのだろうか。

おそらくマルサスはつぎのように考えたのであろう。——農業をも含めて異種産業の全部門を通じて利潤率が均等化されている社会を想定すれば、利潤率均等化機構によって形成される農産物と製造品との自然価格の間には注目すべき差異が認められる。両者の自然価格について、等額の資本によって生産された農産物総量の価格総額と製造品総量のそれとを比較すれば、製造品の価格総額が平均利潤を伴って投下資本を回収するにすぎないのに、農産物の価格総額は平均利潤を上回る追加価値額を伴って資本を回収できる大きさである。なぜなら、マルサスの想定する社会では農業者は原則として地主から借地することによって耕作すると仮定されており、したがって農業者は農産物の販売価格総額によって、資本の回収をはかるとともに平均利潤を取得するだけではなく、地主

注(2) 時期的に少し遅いものだが、1816年4月28日づけのマルサスのリカードウあて手紙には、つぎのような一文がある。「明晰な頭脳をもっておられるのに、学兄の進路に難関があるのは、学兄がいくらか間違った道に入りこんでしまったからだとは考えざるをえません。すべての物の価格を労働によって決定し、資本を需要・供給の大原理の作用から締め出してしまうという論題で、学兄は正しい道からいくらか逸れてしまったにちがいないと思います。」(*Works*, VII, p. 30.)

に支払うべき地代に相当する価値額をも獲得できるのでなければ、ひきつづき農業に投資する動機をもちえないからである。――

おそらくマルサスは以上のように推理することによって、スミスの「農業労働の価値多産性」命題のなかには、同一額の資本によって生産される農産物の価格総額は製造品のそれよりも大きく、その価格差額こそ地代の源泉なのだという見解が実質的に含まれていると考え、この含意に関する限り是認すべきものだとみているのであろう。それなら、同一額の資本によって産出されたものであるのに、なぜ農産物の価格総額は製造品のそれよりも大きくなるのだろうか。この間に対して、スミスは農業では人間とともに「労働」する自然がこの超過分の価値を生産するからだという回答を与えたけれども、マルサスはスミスの命題のなかのこの部分まで是認したわけではなかった。同じ間に対して、マルサスはスミスとは全く異なる回答を用意していた。

かれは同じ15年2月上旬刊行の『地代の本質および増進についての研究』のなかで、製造品の販売価格が長期的・平均的にその生産費に合致するのに原生産物のそれはそうではないということを示唆しながら、つぎのように述べた。「地代の直接の原因は、明らかに原生産物の市場での販売価格がその生産費を越過するということである。」(Malthus, *An Inquiry into the Nature and Progress of Rent*, 1815, p. 2.)

かれがこの一文のなかで「生産費」というのは、当該生産物の生産に要する賃金支出額と平均利潤との合計額を意味しており、その点はずぎの一文から明らかである。「土地の地代は、全生産物の価格のなかの、投下資本の利潤をも含むものとしての、その土地の耕作に伴う全経費……が支払われた後に土地所有者の手許に残る部分であると定義することができる。ただし、この場合の利潤は、その時の農業資本の通常かつ普通の利潤率によって測られる。」(*ibid.*, pp. 1-2. 傍点引用者。)

かれは原生産物がこのような意味での「高価格」で販売される理由を、多数の論者のように独占に求めるべきではないと説く(*cf. ibid.*, pp. 2-8.)。そして、つぎのように述べた。

「原生産物の高価格の原因は、つぎの三点であるといつてよいだろう。／第1に、そして主として、土地に使用される人びとの生活維持にとって必要なものよりもいっそう大きな分量の生活必需品を産出できるという土地の性質。／第2に、その産出量に比例してそれ自身に対する需要を創造できるという、すなわち需要者の数を増加できるという生活必需品に特有な性質。／第3に、最も肥沃な土地が比較的稀少だということ。」(*ibid.*, p. 8.)

ここには地代の発生原理についてのマルサスの見解の核心が簡潔に記されているが、この文章全体をどのように理解し、かれの地代論の論理構造をいかに理解すべきか、という点については、私は以前やや詳細に論究したことがあるから、ここでは再説を避けたい（拙著『古典派経済学の基本問題』1972年、第2章第5節参照）。それで、ここではただ、この引用文のなかで原生産物のみがその生産費を上回る「高価格」で販売されつづけることを可能ならしめる最も重要な事情として、原生産

物にはその供給の増加に応じてそれ自身に対する有効需要を創造する特性があるという、独得の説明原理が与えられていることに特別な注意を払うべきだと指摘するにとどめたい。要するに、原生産物に固有の「高価格」を説明するにあたって、スミスが自然の《労働》の付加する価値をもち出したのに対して、マルサスは原生産物に固有の《有効需要創造性》をもち出したのであった。

付言すれば、マルサスは上述のような見解を後年のかれの名著『経済学原理』初版のなかにはほとんどそのまま再録した。かれは相変わらずスミスの「農業労働の価値多産性」命題に支持を与えたが、それはやはり、利潤率の均等化する社会を想定すれば、同一額の資本によって生産された農産物の価格総額が製造品のそれよりも大きく、その価格差額こそが地代の源泉だという認識をスミスが実質的に提示した点を高く評価すべきだといつかれの考えからであった。⁽³⁾

『国富論』が商品価格の構成部分として賃金・利潤のほかには地代をも挙げたことはよく知られている。「地代は大部分の商品の価格における第3の構成部分である。」(A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by E. Cannan, 6th Edn., 1950, I, p. 51.) このスミスの見解はリカードウによって厳しく却けられたけれども、マルサスによって承認・継承されたのであった。⁽⁴⁾

(2) 『利潤論』におけるスミス命題批判

リカードウは『利潤論』のなかで、「農業労働の価値多産性」命題に対するマルサスの肯定・支持論をつぎのように批判した。

「私はマルサス氏が『等量の生産的労働が製造業で使用されても、それはけっして農業におけるほど大きな〔価値の〕再生産をひきおこしえない』というアダム・スミスの意見を是認している点に同意することができない。私は、氏がこの章句のなかの、けっしてという語を看過したにちがいないと思う。そうでなければ、この意見は氏が主張してきた学説よりもむしろ重農主義者のそれにいっそう合致する。なぜなら、氏は新しい国に最初の定住が行われるさいには、また一国の進歩の

注(3) マルサスは『原理』初版で、つぎのように述べた。「例えば、すべての労働は、労働に支払われた価値額だけ価値生産的であるが、さまざまな種類の労働の価値生産性の程度は、それらの労働の生産物が自由競争の価格のもとで販売される時の価値が、それらの生産物に投下された労働の価格を超過する度に比例するだろう。／この原理によれば、農業労働は概して最も生産的であろう。なぜなら、実際に利用されているほとんどすべての土地の生産物は、ただ土地で使用された労働者に支払うに足りる交換価値をもつだけでなく、農業者によって前払された資本の利潤および地主によって貸し出された土地の地代をも支払うに足りる交換価値をもっているからである。」(Malthus, *Principles of the Political Economy*, 1st edn., 1820, p. 38. ただし、傍点は引用者の施したもの。)

(4) マルサスは『原理』のなかで、つぎのように述べた。「商品のなかには、……その価値のほとんどが賃金および利潤に分解したり、あるいは賃金のみで分解してしまう商品が、ごく少数だが、あるかもしれない。しかし、よく知られているように、このような種類の商品は一国の生産物のうちのきわめて小さな割合に限られているのだから、地代の支払は大多数の商品の供給にとって必要不可欠な条件であり、価格の一構成部分とみなすのが妥当だということになる。」(Malthus, *Principles*, 1st edn., p. 97. ただし、傍点は引用者の施したもの。)

あらゆる段階においても、土地に投下される資本のなかには資本の利潤だけのために投下され、少しも地代を生まない資本部分があると述べていたのだし、私もこれを正しいと思うからである。」

(Ricardo, *An Essay on the Influence of a low Price of Corn on the Profits of Stock, Works, IV*, pp. 37—8, ただし、傍点を施した箇所は原文のイタリック。)

リカードウによれば、マルサスが前掲書『根拠』のなかでスミスの「農業労働の価値多産性」命題に支持を与えたことは、かれ自身が別の著作『地代の本質』のなかで地代を耕境と優等地との収穫量の差額と規定したと論理的に矛盾するというのである。

リカードウの見解はこうである。——もし地代をもつばら差額地代として捉えるのが正しいというのであれば、耕境では地代は全く支払われないのだから、耕境の産出の販売価格総額は賃金プラス平均利潤に等しいはずである。そうだとすれば、耕境で使用された労働は製造業における等量の労働が生産するのと同額の価値しか生産しなかったことになる。スミスは農業労働が必ず等量の製造業の労働よりも大きな価値を生産すると説いたが、これはスミスが地代について謬見を抱き、地代があらゆる耕地で、つまり優等地はむろんのこと、最劣等地においても生まれるものと考えたためである。他方、マルサスは『地代の本質』のなかでは、地代をもつばら差額地代として捉え、したがって耕境では地代は全く支払われないという正しい見解を提出した。してみると、そのマルサスが『根拠』のなかでスミスの重農主義的な謬論を是認したことは、首尾一貫を欠くものといわなくてはならない。⁽⁵⁾——

さらに、リカードウは主張する。——資本も人口もともに少なく、社会の最優良地のみが耕作さ

注(5) マルサスは『地代の本質』のなかでは、耕境では地代が成立しないということについて、つぎのように述べた。「私はいかれ〔スミス〕が食物を産出するすべての土地は必ず地代を生むにちがいないと考えている点には、同意することができない。進歩しつつある諸国であいついで耕作に動員される土地は、わずかに利潤と労働とを支払うにすぎないだろう。投下された資本に対してそれ相当の利潤がありさえすれば、——ただし、むろん労働の支払を含めてのことだが——そこにはつねに耕作のための十分な誘因があるだろう。」(Malthus, *Rent*, p. 3 footnote.)

ところで、マルサスは『原理』のなかでは、ここに引用した『地代の本質』のなかの文章をほとんどそのまま再録したけれども、その末尾に新たにひとつのセンテンスを書き加えた。加筆されたセンテンスはつぎのとおりだが、これはリカードウが『利潤論』のなかでマルサスに対して加えた批判に答えることを意図して書かれた文章であるように思われる。『原理』のマルサスはこう加筆した。「……しかし、実際上は、土地を手に入れようとする者なら誰でも入手できるという場合は稀であるから、ほとんど一般的に言って、その自然の状態で食物を産出するようなすべての私有地は、耕作中であろうとなかろうと、つねにいくらかの地代を生ずるというのが、おそらく正しいだろう。」(Malthus, *Principles*, 1st edn., p. 135 footnote.)

なお、マルサスは1818年にこの加筆部分を作成してしまっていたようであり、そのうえ、かれは当時リカードウとの対談の折、これを読んで聞かせたようである。その後間もなく、リカードウは同年12月22日づけのジェイムズ・ミルあて手紙のなかに、このマルサスの加筆部分についてつぎのような感想を書きつけた。「かれ〔マルサス〕はかれの出版予定の書物〔『経済学原理』〕の若干の部分に私に読んで聞かせてくれました。かれは、どの国でも地代を支払わない土地がある、というかれの意見を変更しました。そして、かれはセー氏と同じように、この論点が証明された時には、地代は価格のなかには入りこまないという私の学説が覆されると考えているように思われます。——かれらはともに、既耕地に投下される資本のなかには地代を支払わぬものがある、というもうひとつの、一指も触れることのできぬ原理には目を向けていません。私はいかれがこの重要な事実を考慮にいれないことに対して、抗議をしました。」(Works, VII, p. 372. ただし、傍点は引用者。)

れている「社会の初期」について考察すれば、農業と製造業とにおける等量の労働の価値生産性に差異がないことは明白である。なぜなら、「社会の初期」には耕作中の土地はすべて質的差異をもたないから、ここで地代は生まれるはずはなく、農業投資と製造業投資とに優劣の差が生ずるはずもなかったからである。——

かくして、リカードウはいう。「少しも地代が支払われることがない社会の初期には、一定の資本をもって営む粗朴な製造業や農機具〔の製造〕における価値の再生産は、同一額の資本が土地で使用される場合に生ずる価値と少なくとも同じ大きさではないだろうか。」 (*Essay on Profits, Works, IV, p. 38.*)

ついで、かれは地代の発生の経緯を明らかにすることによって、地代の本質に迫ろうと努める。かれの意見では、地代の発生および増進は、資本と人口との増加が耕作の拡張を促し、その結果劣等地が耕作に順次動員されてゆく過程で実現されるというのである。——新たに耕作に動員された劣等地では、そこに同一量の資本と労働とが投下されても、その収穫量は既耕の優等地のそれよりも減少するため、この新たな耕境に投資した農業者の取得する利潤は、従前の平均利潤率以下に低下せざるをえない。その結果、既耕の優等地では超過利潤が発生するが、ここでの農業者が超過利潤を取得するのは一時的・経過的事象にすぎない。なぜなら、かれらによる超過利潤の獲得は優等地の借手の競争を激化するから、借地契約の満期・更新とともに、全農業利潤は耕境の利潤によって規制されることになり、優等地で発生した超過利潤はことごとく地代に転化せざるをえないからである。(cf. *Essay on Profits, Works, IV, pp. 12—3.*)——

かれはこのように地代の発生ないし増進をあらかじめ農業利潤をなしていたものの削減によるものと説くことによって、地代の本質についてつぎのような規定を与えた。「してみれば、地代はあらゆる場合にあらかじめ土地で取得されていた利潤の一部分である。それはけっして収入の新たな創造ではない。それはつねに、創造されていた収入の一部分である。」 (*Essay on Profits, Works, IV, p. 18.*)

(3) 『利潤論』の地代把握の特質

上述したように、『利潤論』はスミスの命題を批判するにあたって、地代をもっぱら差額地代として捉えるべきだという見地、また地代をすでに創造されていた収入の移転とみなすべきだという見地をうち出していた。このような地代把握が見出されるという点から、今日学界ではリカードウ地代論はすでに『利潤論』で完成されていたとする見解が有力である。しかし、このような地代把握が『利潤論』ではいかなる基礎的命題からの理論的展開を通してひき出されたか、という点を検討すれば、『利潤論』と『経済学原理』との間に重要な理論上の差異があることが分るだろう。⁽⁶⁾

注(6) 『利潤論』ではリカードウ地代論は未完成であって、『経済学原理』で展開されたものとは異なる、という見解を私

すでに明らかなように、『利潤論』の地代把握は、つぎのような命題と推論とからひき出されているものにすぎない。(1) 耕境で産出される剰余生産物はすべて農業利潤であって、そのなかに少しも地代を含まない。(2) 耕作拡張の過程では耕境は順次にますます劣等な土地へ移動するが、新耕地の収穫量は既耕地のそれよりも減少するため、農業利潤率は低下傾向を辿る。(3) 農業に投下される諸資本の間に異なる率の利潤が成立するはずはないから、いかなる等級の土地の利潤も耕境の利潤によって規制されざるをえない。(4) 耕境と優等地との収穫量の差額が優等地の超過利潤となるのは、一時的・経過的事象にすぎず、この超過利潤は終局的には地代に転化すべきものである。(5) それゆえ、劣等地耕作の進展に伴う農業利潤率の低下に応じて、既耕の優等地で産出される剰余のなかのますます多くの部分が地代に転化することになる。

『利潤論』の地代把握が立脚した命題と推理とは以上に尽きるのであって、これは厳密に言えば、『経済学原理』のそれとは異なる。後者との比較で前者の特徴を記せば、第(2)項の農業利潤率低下論は、『原理』で提示された周知の、劣等地耕作→穀価上昇→賃金上昇→利潤低落という推理の論理的連鎖に媒介されたものではないし、さらに地代は富の創造ではなく、既存の収入の移転にすぎないという、かれの終生不変の定義も、『利潤論』では耕境に投下された労働量こそが穀物価格の規制者であるという命題に立脚していたわけではない。つまり、地代についての規定も、『利潤論』では労働価値論によって基礎づけられていたわけではないのである。

3 1815年前半期のマルサス・リカードウの手紙

(1) マルサスの反批判

『利潤論』の刊行に先立って、リカードウは15年2月6日の消印のあるマルサスあての手紙のなかで、マルサスの新著『地代の本質』の読後感を記した。「私は地代がけっして富の創造ではなく、つねにすでに創造されていた富の一部であり、必然的に資本の利潤を犠牲にして享受されるものだと思います。」(Works, VI, p. 173.)

こういうリカードウの批評を受けたマルサスは、2月12日づけの返信で反論した。「地代は疑いもなく、すでに創造されていた富の一部であるにすぎません。だが、だからといって、それが〔富の〕創造ではないということにはなりません。ある人が私から〔土地という〕器具を20年間借り、かれの資本に援助されてその器具を使用することから、かなり豊富な利潤をあげるものとします。しかし、20年の終りには、私の器具は以前の2倍の価値をもつこととなります。これは価値の創造なのではないでしょうか。もし同一額の資本が商工業に投下されたとすれば、こうした価値は

はすでに拙著『古典派経済学の基本問題』1972、第4章第5節で提出しておいた。その後、千賀重義氏がこの論点を検討され、基本的態度として私見を支持された。(千賀「リカードウ地代論の一考察」香川大教育学部『研究報告』42号、1977; 同「古典派経済学における分配論と価値論の関連」『横浜市大論叢』31巻2・3号、1980.)

創造されなかったでしょう。なるほど農業者は小作の契約期間中は、この器具の追加価値という利益を、利潤という形で享受しました。しかし、もしこの高利潤が小作の契約期間の満了後も農業者に対して継続したとすれば、それは排他的財産 (property) なのであって、競争が自由に行われている諸産業の利潤とは全く異なった性格をもっているでしょう。数年前には、スコットランドの農業者の多数の者はかれらの長期の借地契約期間の後半期には、おそらく30パーセント以上の利潤をあげていました。だが、これは確かに資本の自然的利潤とみなすことのできないものでしょう。そこで、その〔土地という〕器具がその価値を著しく増加してその所有者に返却された時には、それが資本の一般的利潤を犠牲にして生まれたものとはいえないでしょう。一般的利潤が特定の地点に局限されたこうした特殊な事例によって著しく影響されることはありません。利潤はおのずからひとつの水準を見出すのですから、資本のある特定の投下部門の利益がひきつづき通常のものよりもはるかに大きい時には、独占ないし地代のいずれかが関係しているにちがひありません。』

(Works, VI, pp. 174—5. ただし、引用文中の property は原文ではイタリックで記されている。そのほかの傍点は、すべて引用者の施したものの。)

この一文はかなり難解であるため、多様な解釈の余地があるが、私は現在では以下のように理解するのが妥当であると考え⁽⁷⁾。——土地耕作のために資本が投下されれば、それは土地改良を随伴することになるから、借地の契約期間が長期である場合には、少なくとも借地期間の後半になると、借地農業者の収益は平均利潤を上回るようになるだろう。むしろ、借地契約の更新とともにこの超過利潤は地代に転化し、その結果当該耕地の地価は上昇する。それゆえ、地代は収入の移転にはちがいないのだが、注意すべき点は、こういう地代の発生ないし増進は、一般的利潤率の低下に媒介されて実現したもの⁽⁷⁾ではなく、耕作に投下された資本による土地改良のために所与の一般的利潤を上回って新たに生まれた超過利潤が転化したものなのである。してみれば、地代は新たに創造された価値、したがってまた、新たに創造された富というべきである。——

(2) リカードウの応酬

このようなマルサスの反批判を受けたリカードウは、2月13日づけのマルサスあて返信のなかで攻撃を続行した。

「スコットランドの農業者が借地の契約期間の後半期を通じてその資本に対してきわめて大きな利潤をあげていたという場合、かれらが地代を享受したのは、農業の改良によるのではなく、従前よりもいっそう貧弱な土地が耕作に動員されたことによるように思われます。……土地に投下された資本のなかの最後の部分は資本の通常利潤だけしか生みず、少しも地代を生むことがないという、

注(7) このマルサスからの引用文については、私は以前本稿とは異なった解釈を与えた(前掲拙著, pp. 140—2. 参照)。また、中村広治氏はこれに氏独自の解釈を与えておられる(中村『リカードウ体系』1975, pp. 109—10. 参照)。

〔御高著のなかの〕章句は、大兄御自身が述べられたものであって、私が絶讃するものです。そうだとすれば、穀物の価格は、他のすべての物の価格と同じように、生産費によって規制されるということになります。そして、土地に投下される他のすべての資本部分も、もはやそれ以上の利益をあげて使用することができないという、ただそれだけの理由から、同一水準の利潤を強制されることになります。だから、資本がどこかでそれ以上の利益をあげたとしても、そのすべては地代なのであって、利潤ではないのです。」（*Works*, VI, p. 177. ただし、傍点は引用者の施したものの。）

リカードウのこの評言のなかで、注目する必要がある箇所は、つぎの点であろう。マルサスがスコットランドの農業者の収める高利潤を、耕作のための資本投下に随伴する土地改良が所与の一般的利潤率を超える収益をもたらした結果にはかならないと説いた点について、リカードウはかれらが超過利潤をあげたのは、かれらの借地期間中にこの国の耕境がより劣等な土地に移動して農業利潤率そのものが低下したためであるにちがいないと主張した。かれの意見では、一国の人口が所与で穀物需要不変の場合、かなり多数の農業者が土地改良を企てたとすれば、一国の穀物産出量は増加して供給過剰になるはずだから、従来の最劣等地から資本が引揚げられるため、この国の農業利潤率そのものが上昇するはずだから、土地改良が施された耕地で必ず超過利潤が発生するという理由はない。したがって、もしマルサスのいうように、かれらが超過利潤を取めたというのが事実なら、それはこの期間に穀物需要の増加によって劣等地耕作が進展したことによるものとみるべきだということである。

かくして、マルサスが地代の根拠を、一部農業者のもとでの所与の一般的利潤率を上回る超過利潤の発生に求めて、地代は利潤の削減によるのではなく、新たな価値の創造であると説いたのに対して、リカードウは地代が利潤の低落なしには発生・増進するはずはないと主張した。両者の主張は平行線を辿って、後年に至っても双方ともに譲ることがなかったように思われる。⁽⁸⁾

なお、ここに引用したリカードウの手紙の文面には、もうひとつ注意すべき点がある。引用文中の「穀物の価格は生産費によって規制される」という章句は、むしろ賃金・利潤・地代の三者が穀物価格の構成者であるというマルサス説を批判するものだが、この章句はリカードウが当時すでに穀物価格の規制原理を定立していたかのような印象を読者に与えるだろう。しかし、事実はそのようではないのである。なるほどかれは当時すでに穀物価格がその生産の難易に依存するという見地に立っていたけれども、穀価が耕境で投下される必要のある当該社会の最大労働量によって規制されるという見解に到達していたわけではなかった。その証拠に、かれは同年3月17日づけのマルサスあて手紙では、穀価が当該社会の各種等級の耕地で支出される経費の平均経費に比例して騰落すると

注(8) この論点をめぐる両者の論争は1818年の夏頃の文通のなかで再燃した。この点については、18年8月16日づけのマルサスのリカードウあて手紙と8月20日づけのリカードウの返信とを参照されたい。(cf. *Works*, VII, pp. 279; 282-3.)

書いた。また、かれが穀価は耕境で支出される経費に依存して騰落するという見解をはじめて表明したのは、同年4月17日づけのマルサスあて手紙のなかであったけれども、この時でさえ、かれは穀価が耕境で支出される貨幣賃金経費に比例して騰落するという見解を提出したにすぎなかった。⁽⁹⁾

だから、当時のリカードウの地代把握は、『原理』で提示されたような穀物価値の規制原理に立脚したものではなかったといわなければならない。

(3) 論争の継続

さて、『利潤論』刊行直後から分配理論をめぐるマルサスのリカードウ批判が開始され、同年3月以降両者の文通は活潑になった。しかし、当時の論争の焦点が、果して劣等地耕作の進展を伴う蓄積過程で農業利潤率が低下するかどうかという問題にあったためか、当時の手紙の文面からは「農業投資の有利性」命題や地代の本質規定をめぐる論戦の形跡はほとんど見出せない。だが、地代の問題をめぐる両者の見解の対立が解消されたのではないことは、同年6月11日づけのマルサスのリカードウあて手紙によって明らかになる。

「同一の人口と富をもち、利潤率も同一である二国があって、そのうちの一方は単なる商工業国であり、他方は主として農業国であると仮定すれば、農業国のほうは一定量の富をより少ない労働で生産し、したがっていっそう多量の自由に処分できる富をもち、より大きな陸海軍を維持できるということにはならないでしょうか。……もし以上のことが認められないなら、土地のような手段の所有はほとんど無益だということになります。」(Works, VI, pp. 229—30.)

この引用文は、マルサスがリカードウからの私信や『利潤論』で批判された後にも、これに全く承服しなかったことを明示している。マルサスにとっては、等額の資本が投下されておれば、それによって生産される農産物の価格総額が製造品のそれよりも大きくなり、その結果製造業での剰余が平均利潤だけであるのに農業剰余は平均利潤プラス地代となるということが、利潤率が均等化される社会では必ず生起する事態である以上、「農業投資の有利性」命題は依然として動かしえない真理であるように思えたのであろう。

『利潤論』のリカードウは、耕境に投下された資本によって生産される農産物の価格総額は製造品のそれと全く同様に、賃金プラス平均利潤に等しいはずであるから、「農業投資の有利性」命題は成立しないと批判した。しかし、これに対してマルサスは、耕境に投下される資本は全農業資本のなかでごく僅かな割合を占めるにすぎないのであり、したがって農業資本のなかの大部分は耕境以外に投下されて、賃金・利潤に加えて地代をももたらしているのだから、この命題は依然として

注(9) 以上の点について、私はすでに別の機会に詳論した(拙稿「リカードウ穀物モデル分配理論とその変貌」(Ⅱ)岡山大学『経済学会雑誌』10巻4号, pp. 109—25. 参照)。

(10) ただし、この引用文中の該当箇所は、原文では「農業国のほうは一定量の富および人口をより少ない労働で生産し、……」と書かれていて、理解に苦しむ。そのため、本稿での引用にあたっては「および人口」の語を敢えて削除した。

正しいと考えていたのであろう。

上掲引用文を含む6月11日づけのマルサスの手紙を受けとったリカードウは直ちに返信を出したように思われるのだが、残念なことに、この手紙は失われていて、われわれは見る⁽¹¹⁾ことができない。

そんなわけで、われわれは15年6月にリカードウがこの問題についてどのような見解を抱くようになっていたかという点を知ることはできないけれども、当時のかれは15年2月以来のマルサスとの論争を顧みて、かれが『利潤論』で提示した自説の理論水準をみずから克服する必要を感じはじめていたのではないかと思われる。なぜなら、耕境に投下された資本を別にすれば、同一額の農業資本は必ず製造業資本よりもいっそう大きな価値額の可処分所得を生み出すのだから、「農業投資の有利性」命題は依然として正しいというマルサスの主張に対抗するには、『利潤論』での批判的所見は無効であるからである。

この点に関連して、われわれはリカードウ『原理』の第26章「総収入と純収入とについて」のなかに、一見したところでは、およそリカードウの文章とは思えないような一文があることに読者の注意を喚起したい。この章で、かれは農業資本のほうが等額の製造業資本よりもいっそう多量の生産的労働を活動させ、したがって国民生産物にそれだけより大きな価値を付加するという趣旨の、『国富論』第2編第5章の周知の文章を引用して、つぎのようなコメントを加えた。「私は、地代の本質からいって、最後に耕作される土地以外のところで使用される一定額の農業資本が、商工業で使用される等額の資本よりもいっそう多量の労働を活動させるということを認める。」(On the Principles of the Political Economy, and Taxation, Works, I. p. 350. ただし、傍点は引用者の施したものの。)

むろん、この評言は、リカードウが農業では人間とともに自然も《労働》するというスミスの見解をそのまま承認したことを意味するのではない。けれども、これは、かれが耕境以外に投下された資本によって生産される農産物総量は等額の資本によって生産される製造品総量よりも大きな価値額をもって販売されるという点を認めたことを意味する。かくして、リカードウは農業国のほうが同一額の資本をもつ商工業国よりもいっそう大きな価値額としての可処分所得をもつにちがいないというマルサスの主張を認めたことになる。しかし、かれはこの点を認めたらうで、なおかつ「地代は富の創造ではなく、収入の移転にすぎない」という批判的所見をマルサスに対して加えつづけようとする。こうしてかれの「農業投資の有利性」命題に対する批判的所見の理論内容は、『利潤論』から大きく変容することになるのである。

注(11) マルサスの6月19日づけのリカードウあて手紙のなかには、リカードウからの来信に対する謝辞が記されていて、リカードウがマルサスの6月11日づけの手紙に対する返信を書き送ったことを示している。(cf. Works, VI, pp. 231-2.)

4 リカード『原理』とスミスの命題

リカードの『原理』は1817年4月に刊行された。かれは地代を論ずる第2章のなかで、「土地が地代の形態で剰余を生むという理由から、土地は有用な生産物を産する他のすべての源泉よりもいっそう有利である」と説く通説を批判の俎上にのせた (cf. *Principles, Works, I, p. 75.*)。そして、かれはこの通説に権威を与えたものとして『国富論』をあげ、この書物のなかの「農業投資の有利性」命題の定式が記載された周知の箇所から長文にわたって引用する労をとった。(cf. *Principles, Works, I, p. 76.*)

私見によれば、「農業投資の有利性」命題の再度の批判的検討という作業を含む地代論の章はかれの経済学体系の核心であった。その点はこの古典の序文の記載内容からうかがうことができる。

—今日、土地の生産物は、賃金・利潤・地代の諸形態をとって社会を構成する三階級、つまり労働者・資本家・地主の間で分配されるが、分配比率は蓄積の進展につれて変化する。「この分配を規制する法則を確定することが経済学の主要問題である。」経済学という学問はA. スミスその他の学者たちのおかげで近年顕著な発展をみたけれども、しかし、その「主要問題」たる「地代・利潤・賃金の自然の成行き」の解明という点については、上記先学も「満足すべき知識をほとんど与えてくれない。」それなら、かれらはなぜこの肝要な問題を解決しえなかったのか。「私には、A. スミスその他の……著者たちは地代の原理を正しく考察していなかったから、地代問題の徹底的理解を俟ってはじめて発見できる多くの重要な真理を見落したように思われる。」「正しい地代学説についての知見なしには、富の増進が利潤および賃金に及ぼす影響を理解することはできない。」

(cf. *Principles, Works, I, pp. 5—6.*) —

かれは蓄積過程における分配比率の長期的趨勢を規定する諸要因を解明することこそ「経済学の主要問題」とであると説くとともに、この問題を解く鍵は地代理論の正しい構築にあると主張したのであった。かれはすでに『利潤論』で地代問題の考察に着手していた。しかし、かれは『原理』では地代論を理論的に再検討しつつ、これをかれの体系全体の要の位置を占めるものとして見直そうとしたのである。

それなら、『原理』における地代論の理論内容の独自性はどこにあるのか。われわれは第2章の冒頭のパラグラフに注目すべきである。「しかし、果して土地の所有とその結果たる地代の創造とが、生産に必要な労働量とは無関係に、諸商品の相対価値になんらかの変動をひきおこすかどうかについて考察することが、まだ残されている仕事である。問題のこの部分を理解するためには、われわれは地代の本質とその騰落を規制する法則とを探求しなければならない。」(*Principles, Works, I, p. 67.*)

かれは投下労働量による価値規定が土地所有と地代の支払とによって果して修正をうけるのかどうかという問題を考察しつつ、地代の本質とその騰落を規制する法則とを解明しようとしている。こうしてかれは『原理』では、地代論を労働価値論との連関をはかりつつ再構築しようとしていたのである。

それなら、かれは投下労働量による価値規定をいかに地代論に適用しようとしたのか。『原理』では、その適用は穀物価値の規制原理の確立という形をとってはかかれている。この原理を明らかにするために、かれはつぎのような問題を提起する。——社会の資本と人口とがある一定程度に達した後は、穀物生産に投下される資本は異なる等級の土地に使用されるため、一定量の穀物の生産に投下される労働量は一様ではなく、劣等地で投下される必要のある労働量は優等地のそれよりも大きく、耕境のそれは最大である。それなら、穀物価格はどの等級の耕地の投下労働量によって規制されるのか。——

このような問題提起こそかれの地代論の理論的展開の出発点をなす。この問題に対して、かれはこう答える。「原生産物の相対価値が騰貴する理由は、獲得される最終部分の生産に使用される労働が増加するからであって、地代が地主に支払われるからではない。穀物価値は、少しも地代を支払わない質の土地で、あるいは少しも地代を支払わない資本を用いて、穀物の生産に投下される労働量によって規制される。」(*Principles, Works, I, p. 74.*)

穀物価格は耕境で投下される労働量、つまり当該社会で耕作中の各種等級の土地で投下されたさまざまな異なる労働量のなかの、最大労働量によって規制されるというのである。かれは穀物価格の規制者たる耕境の所産には地代が含まれないという原理にもとづいて、地代を価格の構成部分とみなすべきではないと声明する。「最大労働量によって生産される穀物こそが穀物価格を規制するのであって、地代は少しもその価格の一構成部分として入りこんではいないし、また入りこむことができないのである。」(*Principles, Works, I, p. 77.*)

ここにはかれの地代論の核心的命題が記されている。そして、かれ自身がその点を明確に自覚していた。だから、かれは1819年に『原理』第2版を刊行した時、上掲引用文に新たにつぎのような脚注を付加した。「この原理を明確に理解することは経済学という学問にとって最も重要なことだと私は信じている。」(*Principles, Works, I, p. 77 footnote.*)

ところで、穀物価格が耕境に投下される最大労働量によって規制されるのだとすると、耕境以外の耕地で産出される穀物の価格は、その生産に実際に投下される労働量に比例する価格水準よりも高くなるということになる。かれはこう指摘する。「なるほど最良の耕地では、依然として、従来と同一量の労働で同一量の生産物が獲得されるだろうが、しかし、肥沃度の劣る土地に新たに労働と資本とを使用した人びとによって獲得される収穫量が減少した結果、その最良地の生産物の価値は騰貴するだろう。」(*Principles, Works, I, p. 74.*)

劣等地耕作の進展の結果、既耕地で産出される穀物も価格騰貴するというのである。そうすると、これらの優等地に投下された資本によって平均利潤を上回る剰余が生ずることになり、一見したところ農業投資が国民経済にとって最も有利であるかのような外観が生まれるだろう。この外観こそがマルサスに「農業投資の有利性」命題の妥当性を確信させたのであった。そして、資本の移動が農・工間においてもなんの障害もなく行われて利潤率が均等化すると想定された社会では、このよ(12)うな外観が生ずること自体については、『原理』のリカードウもけっして否定しない。

しかし、リカードウは穀物価値の規制原理にもとづいて、「農業投資の有利性」という外観が生まれてくる根拠を明らかにすることによって、この外観が実は単なる仮象でしかないと主張したのであった。この点に関するかれの見解は、マルサスの地代論を論評した『原理』の最終章のなかで最も十分に詳述されているから、長文ではあるが、ここに引用する。

「私はすでに地代を論じた折に、この問題についての私見を表明しておいたので、いま付言しなければならぬことは、ただ、価値という言葉が私が理解する意味では、地代は価値の創造ではあるが、富の創造ではないということだけである。もし穀物の一部分の生産が困難になったために、穀物の価格が1クォーターあたり4ポンドから5ポンドに騰貴するとすれば、100万クォーターは400万ポンドではなく500万ポンドの価値をもつことになろう。そして、この穀物はより多額の貨幣と交換されるばかりでなく、他のあらゆる商品のより多量と交換されるから、その所有者はより多額の価値をもつことになろう。しかも、その結果他の人は誰もより少ない価値をもつようになるのではないから、社会全体はより大きな価値をもつことになる。だから、その意味では、地代は価値の創造である。しかし、この価値は、それが社会の富、つまり必需品・便宜品・享楽品を少しも増加するものではない限り、名目的なものである。わが国は以前とまさに同一量の諸商品と同一量の100万クォーターの穀物とをもっているだろう。しかし、穀物が1クォーターあたり4ポンドではなく5ポンドと評価された結果、穀物と諸商品との価値の一部分は、以前のそれらの所有者から地主へ移転されるだろう。してみると、地代は価値の創造ではあるが、富の創造ではない。地代は一国の資源を少しも増加するものではないし、その国が陸海軍を維持することを可能ならしめるものでもない。」(Principles, Works, I, pp. 399—400. ただし、傍点は引用者。)

これで明らかになったように、『原理』のリカードウはつぎのように主張したのである。——穀物生産の困難の増大は穀価を上昇せしめて地代を増大する。しかし、こういう地代の増加は、穀価が耕境の投下労働量によって規制されるため、耕境以外の耕地で産出される穀物とその個別価値以上の社会的価値にしたがって販売されることの結果にほかならない。換言すれば、耕境以外の耕地で産出される穀物のすべてに価値の実体の裏づけをもたぬ「名目価値」が発生もしくは増加するの

注(12) 本稿第3節の末尾に引用したリカードウ『原理』第26章「総収入と純収入について」のなかの一文を想起されたい。(cf. Principles, Works, I, p. 350.)

であり、この「名目価値」が地代になるのである。したがって、地代の増加は地主階級の実質所得の増加をもたらすにはちがいないが、しかしそれは資本家階級の実質所得をそれと同じだけ削減することによってもたらされたものであるにすぎない。それゆえ、それは「富の創造」ではなく、「収入の移転」なのである。この場合、たとえ穀物生産の困難の増加する前後を通じて資本家階級の取得する貨幣所得額が不変であったとしても、この階級の実質購買力は減少する。なぜなら、穀物生産の困難の増加の後には、少なくとも穀価が上昇しているからである。かくして、地代の発生は「名目価値」の発生であり、その点では「価値の創造」にはちがいないが、当該国民の支配する富の総量を増加するのではないから、「富の創造」とはいえないのである。――

「農業投資の有利性」というスミスの命題に対して、『利潤論』のリカードウは耕境に投下された資本に関しては、製造業での等額の資本のもたらす可処分所得以上の価値を生むわけではないという批判を加えた。これに対してマルサスは、農業資本のうち耕境への投資以外はすべて同一額の製造業資本よりもいっそう大きな価値額の可処分所得を生むのだから、「農業投資の有利性」命題は依然として正しいと反論した。だが、『原理』のなかでは、リカードウは投下労働量による価値規定にもとづいて穀物価値の規制原理を確立し、この原理に立脚して地代を「名目価値」と規定することによって、マルサスを批判したのであった。

両者の論争は1818年6月から8月へかけて文通によって再燃したが、マルサスは20年に刊行された『経済学原理』で自説を擁護しつづけた。これに対して、リカードウは同年7月以降執筆の手稿『マルサス評注』のなかで再度の論難を加えた。しかし、与えられた紙幅は尽きたから、1817年以後のスミスの命題をめぐる論争についての考察は、本稿では省略しなければならない。

（岡山大学経済学部教授）